

条 例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第二十三号

埼玉県医師育成奨学金貸与条例の一部を改正する条例

埼玉県医師育成奨学金貸与条例（平成二十四年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（奨学金の種類）

第二条の二 第一条に規定する奨学金（以下「奨学金」という。）の種類は、次のとおりとする。

一 埼玉県出身者奨学金（次条第一項第一号及び第三項において「出身者奨学金」という。）

二 指定大学在学者奨学金（次条第一項第二号及び第三項において「指定大学奨学金」という。）

第三条を次のように改める。

（貸与の対象者）

第三条 奨学金の貸与を受けることができる者は、次の各号に掲げる奨学金の種類に応じ、当該各号に定める者とする。

一 出身者奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者であること。

ハ 貸与の申請の時に、県内に住所を有する者、県内の高等学校を卒業する見込みであると認められる者又は卒業した者その他これらに準ずる者として規則で定める者であること。

ニ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

二 指定大学奨学金 次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に在学する者であること。

ロ 貸与の申請の時に、知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程に入学する意思を有すると認められる者又は当該大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者であること。

ハ 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められる者であること。

2 前項の規定にかかわらず、奨学金と同種のもの（第六条第三号において「同種の奨学金」という。）の貸与を受けている者は、奨学金の貸与を受けることができない。

3 出身者奨学金及び指定大学奨学金は、同時に貸与を受けることができない。

第四条第二項中「前条第三号及び」を「前条第一項第一号イ及び第二号イ並びに」に改め、「かかわらず」の下に「、同項に規定する奨学金の貸与の額のほか、奨学金の貸与を受けることができる者（貸与の申請の時に知事が指定する県外の大学の医学を履修する課程の第一学年に在学する者を除く。）に対し」を、「額を」の下に「奨学金として」を加える。

第六条第一号を次のように改める。

一 県外の大学の医学を履修する課程に入学せず、又は在学しなくなったとき。

第六条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 医師免許を得た後、特定地域の公的医療機関又は特定診療科等に医師として勤務する意思を有すると認められなくなったとき。

三 同種の奨学金の貸与を受けることとなったとき。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。